

令和5年9月公表分（教育庁）（業務委託）

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
1	教育庁 人権教育・生徒指導課	悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ活用事業	令和5年4月1日	ポールトゥウィン（株） 愛知県名古屋市中東区上社 3-801	1,914,000	本業務は、生徒からアプリを利用して匿名で送られてきた相談及び報告への返信対応と学校への情報連携が業務の本旨であるが、その目的を達成するためには、価格競争だけでなく、SNS相談対応に関する相談員の技能や組織体制など総合的に勘案する必要があるため、昨年度、技術提案型契約方式（プロポーザル方式）による契約を行った。 しかしながら、契約業者が当業務に適した体制を整えるにはある程度の期間を要するため、令和5年4月1日からの契約について早急に公募を行っても、企画提案に参加する業者が十分に確保できない可能性がある。また継続している相談事案等も複数あり、契約業者決定までの空白期間が生じることは望ましくない。事業の効果的な実施、競争性の確保の点から4、5月については令和4年度の契約業者である当該業者に委託することが最も適当であるため。	第2号	
2	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和5年4月1日	倉敷市長 倉敷市西中新田640	49,983,968	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
3	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和5年4月1日	津山市長 津山市山北520	11,643,513	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
4	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和5年4月1日	玉野市長 玉野市宇野1-27-1	5,439,940	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
5	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和5年4月1日	笠岡市長 笠岡市中央町1-1	3,482,671	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
6	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和5年4月1日	井原市長 井原市井原町311-1	3,555,551	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号	備 考
7	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和5年4月1日	総社市長 総社市中央1-1-1	6,421,164	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校 を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の 方法によることは適当ではないため。	第2号	
8	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和5年4月1日	高梁市長 高梁市松原通2043	2,134,790	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校 を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の 方法によることは適当ではないため。	第2号	
9	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和5年4月1日	備前市長 備前市東片上126	3,555,088	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校 を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の 方法によることは適当ではないため。	第2号	
10	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和5年4月1日	瀬戸内市長 瀬戸内市邑久町尾張300- 1	2,877,945	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校 を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の 方法によることは適当ではないため。	第2号	
11	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和5年4月1日	赤磐市長 赤磐市下市334	5,668,200	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校 を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の 方法によることは適当ではないため。	第2号	
12	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和5年4月1日	真庭市長 真庭市久世2927-2	1,411,600	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校 を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の 方法によることは適当ではないため。	第2号	
13	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和5年4月1日	美作市長 美作市栄町38-2	1,345,824	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校 を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の 方法によることは適当ではないため。	第2号	
14	教育庁 人権教育・生徒指導 課	小学校における長期 欠席・不登校対策シ ステム化推進事業	令和5年4月1日	浅口市長 浅口市鴨方町六条院中305 0	3,442,250	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校 を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の 方法によることは適当ではないため。	第2号	

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額(円) 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
15	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和5年4月1日	和気町長 和気町尺所555	1,325,443	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
16	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和5年4月1日	早島町長 都窪郡早島町前湯360-1	1,434,722	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
17	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和5年4月1日	勝央町長 勝田郡勝央町勝間田194-1	1,406,545	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
18	教育庁 人権教育・生徒指導課	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	令和5年4月1日	美咲町長 美崎町原田1735	1,434,361	当事業は、県及び各市町村が実施する必要があると判断する学校を選定して実施するものであり、効果的な事業実施のためには他の方法によることは適当ではないため。	第2号	
19	教育庁 高校教育課 高校魅力化推進室	岡山県学校管理システム令和7年度進学用調査書機能改修業務委託	令和5年7月10日	(株)エヌ・ティ・ティデー タ中国岡山支店 岡山市北区表町1-5-1	8,250,000	学校管理システム本体の開発業者であり、4月1日付けで本年度の保守やその運用に係る支援の契約を締結しているため、その内容に精通している当該業者が唯一であり、契約の性質又は目的が競争入札に適用しないため。	第2号	
20	教育庁 高校教育課 高校魅力化推進室	岡山県立高等学校入学者選抜事務処理システム保守・改修業務委託	令和5年7月10日	(株)両備システムズ 岡山市南区豊成2-7-16	1,463,000	入学選抜事務処理システム本体の開発業者であり、その内容に精通している当該業者が唯一であり、契約の性質又は目的が競争入札に適用しないため。	第2号	
21	岡山西支援学校	岡山県立岡山西支援学校スクールバス(Cコース)運行業務委託	令和5年4月1日	下電観光バス(株) 岡山市北区厚生町1-2-8	日額64,900円	当初契約は一般競争入札 契約期間の変更 → 終期を令和5年12月22日から令和6年3月31日に変更 運行予定日数の追加 → 令和5年12月23日～令和6年3月31日の48日分を追加 本校の障害を持つ児童生徒の実態や特性から、年度途中かつ短期間でバス車両や当初より信頼関係を築いてきた介助員等が変更になることは適当ではなく、児童生徒の安全安心な通学に支障をきたさないことが必要であるため、現在の契約業者である下電観光バス(株)と特命随意契約とする。	第2号	単価契約 【変更契約年月日】 令和5年7月25日 【当初】 日額64,900円×148日＝ 9,605,200円 【変更後】 日額64,900円×196日＝ 12,720,400円